

いじめ防止対策推進法に基づく本県の取組について
～「いじめ再調査に係る再発防止策等の提言」への対応状況～

いじめ防止等対策委員会 検証資料
作成者 鹿児島県教育委員会高校教育課
資料作成日 令和6年1月9日（火）

目 次 一

(前提) いじめの定義の理解と共通認識の重要性	1
① 「教職員用いじめ対策必携」や「再調査報告書」等を活用した職員研修の実施	1
第 1 いじめ防止等のための対策及び重大事態の発生防止策	2
① いじめ防止子供サミットの保護者への呼び掛けや、児童生徒自らがいじめを学習する機会の呼び掛け等、生徒の学習機会の質的充実	2
② 児童生徒の微かなサインに気付くための年数回（5回以上）のアンケート等の実施	5
③ 臨床心理士等相談員の派遣体制の充実（派遣回数増加、臨床心理士等相談員による職員研修の実施）	6
④ 学校いじめ対策組織が中心となって定期的な教育相談等を実施するなどいじめを訴えやすい体制の整備と教職員間での生徒情報の共有化	7
⑤ 保護者からの連絡のない欠席等への対応確認	9
⑥ 医療機関等の関係機関と連携	9
⑦ 児童生徒の状況把握・判断に関する事例研究（重大事態の当事者や関係者の生の声に学ぶ機会の研修）等による研修の充実	10
第 2 児童生徒の自殺事案等が発生した後の学校等の対応	11
① 基本調査と詳細調査の関係の整理	11
② 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」や「鹿児島県いじめ防止基本方針」により則した対応	11
③ 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」に基づいた、県教育委員会と学校との連携した対応	12
④ 「再調査報告書」を活用した重大事態発生後の対応の職員研修の実施	13
第 3 調査委員会の調査体制や調査方法等の検証を踏まえた調査のあり方	13
① 自殺事案等が発生した際の保護者対応、基本調査・詳細調査についての周知	13
② 鹿児島県いじめ防止等対策委員会の設置	14
第 4 いじめの防止等の対策の今後の検証	15
① 各学校の「いじめ問題に対する取組状況」の実態調査	15
② 鹿児島県いじめ防止等対策委員会の調査・審議（検証）	15

（前提）いじめの定義の理解と共通認識の重要性

【提言】

- ・ いじめの未然防止・早期発見対応・重大事態発生後の対応など、すべての局面において基本となることは、いじめについての正しい理解と共通認識をもつことである。

【対応】

① 「教職員用いじめ対策必携」や「再調査報告書」等を活用した職員研修の実施

- 「いじめ再調査に係る再発防止策等検討会」の提言を受け、令和3年度に「教職員用いじめ対策必携」を全教職員に再配布し、職員研修等で活用できるようにした。また、Webでダウンロードできるようにした。
- 県教育委員会ホームページの生徒指導の項目を整理し、「いじめ防止等に関する内容」のページに「いじめ防止対策推進法」、「いじめ防止基本方針」、「いじめ再調査に係る再発防止対策等の提言」、「再調査報告書」、「教職員用いじめ対策必携」、「いじめ対策リーフレット」等を掲載した。



県教育委員会ホームページ「いじめ防止等に関する内容」

<https://www.pref.kagoshima.jp/ba05/documents/30ijimebousi.html>

- 地区別高等学校等生徒指導連絡協議会（管理職と生徒指導担当者が出席、年2回開催）にて、年間行事の予定にいじめ問題に関する職員会議や校内研修会〔全職員のいじめの認知の判断・対応・解消のスキルアップに関する研修〕を計画して実施するよう指示した。
- 前期の地区別高等学校等生徒指導連絡協議会にて「いじめ再調査に係る再発防止策等の提言」の概要を配布し、各学校で再度確認するよう指示した。
- 各学校の校内研修の実施状況について、10月末の「いじめを考える週間」の調査報告で集約した。

令和5年度 職員研修を実施した ⇒ 61校 (100%) [61校 (100%)]
複数回研修を実施した ⇒ 25校 (41.0%) [27校 (44.1%)]
(校数は全日制高校, [] はR4の結果)

研修資料：「いじめ再調査に係る再発防止対策等の提言」, 「再調査報告書」, 「教職員用いじめ対策必携」, 「生徒指導連絡協議会資料 (抜粋)」, 「いじめ防止等対策推進法」, 「いじめ防止基本方針」, 「いじめ対策に係る事例集 (文科省)」等

第1 いじめ防止等のための対策及び重大事態の発生防止策

【提言】

- ・ 県下の学校では, 様々な側面からいじめ問題について学習する機会を設定し, 実践がなされているところであるが, さらに学習の質的な充実を求める。
- ・ 学校・教職員には, 児童生徒にとって気軽に話や相談をしやすい存在として認識されるための具体的な取り組みを求める。
- ・ 再調査報告書においても担任と副担任の間では「欠席した生徒に関する対応を含めた情報等も共有されていなかった」ことが指摘されている。教職員間の個人的な対話も含めた情報交換は重要であり, その具体的手法について検討し, 改善につなげることを求める。
- ・ 過去に生じた重大事態等の事例に真摯に学び, 具体的に児童生徒の状況把握がうまくできていなかった要因やその反省から, 自校の場合には何を具体化していく必要があるかを全教職員が自分事として具体的に考えることのできる事例研究を中心とした研修の充実を求める。

【対応】

- ① いじめ問題子供サミットの保護者への呼び掛けや, 児童生徒自らがいじめを学習する機会の呼び掛け等, 生徒の学習機会の質的充実
 - 昨年度同様, 会場参加に加え, オンラインでも視聴できる環境で実施した。会場とオンライン参加の各学校等を相互接続し, 相互に意見交換できるようにした。
 - ・ 日 時：令和5年12月25日 (月) 午後1時～午後4時30分
 - ・ 場 所：市町村自治会館
 - ・ 参加者：小・中学校, 義務教育学校, 高等学校, 特別支援学校の児童生徒, 保護者, 教育関係者など491人が参加
 - ・ 発表校：鹿児島市立東谷山中学校, 日置市立日吉学園 (後期課程) 南九州市立宮脇小学校, 出水市立下水流小学校, 湧水町立栗野中学校, 鹿屋市立輝北小学校, 南種子町立南種子中学校, 天城町立天城中学校, 鹿児島県立武岡台高等学校
 - ・ 活動内容：参加型体験学習及びディスカッション (いじめの定義, 解決方法, 実践発表, いじめ防止)

—参加者（児童生徒）の感想—

- ・ いじめは「環境」で少なくすることができるのではないかと思った。毎日、いじめとは何かを考えながら行動していきたい。
- ・ このようなサミットや講習会，人権教室などがあることで，いじめ問題に触れ，一人一人考えが深まると思う。このような機会を学校だけではなく，地域なども一丸となって増やしていけたらいいなと思う。
- ・ いじめの解決は簡単ではないが，相談が大事ということを改めて思い知らされた。ポジティブになることや愛が必要なこと，加害者側と被害者側の心のケアも大事という話がすごく心に残った。
- ・ 異学年との交流により，様々な年代の意見を幅広く知ることができた。活発な意見交換の場になった。
- ・ それぞれのグループで出た意見や考えは異なっていたので，すごく面白いなと思った。このサミットで知り得た意見等を友人等に教えたい。
- ・ 同学年，他学年，他校の方々といじめについて深く考えたり，どんな学校でどんな人たちがどんなことをしているかを知ったりすることで，私の人生でとても役に立つ，よい経験になった。

—参加者（一般）の感想—

- ・ 子どもたちの熱い思い，エネルギーが時と場所を越えて広がっていくことを期待せずにはいられない。大人として，子どもたちに寄り添っていける存在でありたい。
- ・ 素敵な言葉や思いがあふれていた。考え続けましょう。伝え続けましょう。つながり続けましょう。未来をつくるのは皆さん（子どもたち）だと改めて思った。
- ・ このようなサミットが，コアラ（鹿児島市ジュニアリーダークラブ）のメンバーを中心に運営されていて，児童生徒自身で考え作り上げていくことが素晴らしいと思った。
- ・ 私たち大人もみなさん（子どもたち）に負けないように，いじめ問題に真剣に向き合わなければならないと強く感じた。まずは何かできることを，行動に移すことが大切だと学んだ。



○ 各学校では「いじめを考える週間」の期間に統一ロングホームルームを実施したり、講話を実施したりして、生徒のいじめに対する意識の高揚を図っている。

- ・ 「いじめ問題を考える週間」の実施回数
 - 1学期と2学期の両方取り組んだ ⇒ 52校 (85.2%)
 - 1学期または2学期に1回取り組んだ ⇒ 9校 (14.8%)
 - 取り組んでいない ⇒ 0校 (0%)

- ・ 「いじめ問題を考える週間」の期間中、ロングホームルーム等において、いじめ問題や命の大切さを主題とした授業を実施した。
 - 全学級で実施した ⇒ 59校 (96.7%)
 - 一部学級で実施した ⇒ 2校 (3.3%)
 - 実施していない ⇒ 0校 (0%)

- ・ 「いじめ問題を考える週間」で生徒が取り組んだ活動
 - いじめ撲滅宣言等 ⇒ 15校 (24.6%)
 - ポスター・標語作成等 ⇒ 14校 (23.0%)
 - 生徒総会 ⇒ 2校 (3.3%)
 - いじめ問題子供サミット関係 ⇒ 1校 (1.6%)
 - その他 ⇒ 18校 (29.5%)
 - 取り組んでいない ⇒ 22校 (36.1%)

(校数は全日制高校)

—具体的な事例—

- ・ 朝読書、LHRを利用して、いじめの事例等を読み、話合いとアンケートを実施した。生徒・職員ともにいじめを決して他人事としない意識の高揚が感じられた。
- ・ 全クラスで、「いじめ問題に関する標語」を募集し、その中で良いと思うものをクラスに掲示。さらに、全校の中で良いと思うものを脱靴場に掲示した。
- ・ 「いじめの定義」を踏まえ、普段の自分の行動をワークシートでチェックし、良好な人間関係を築くことの大切さを確認する授業を実施した。生徒がいじめの定義を正しく理解したことで職員にSOSや相談をもちかけやすくなった。
- ・ SNSにおけるいじめについて、資料(6コマ漫画)をもとにグループ討議を行った。
- ・ スクールカウンセラーによる講演会を各学年で実施した。
- ・ 全校生徒に学校生活アンケートや個別の教育相談を実施し、さまざまな悩みを抱えている生徒の早期発見や早期対応を行い、学校全体で取り組んだ。

② 児童生徒の微かなサインに気付くための年数回（5回以上）のアンケート等の実施

○ 「『学校生活アンケート』, 学校が作成したアンケート, 県総合教育センター作成の『学校楽しいーと』, 『SNSチェックシート』を組み合わせ、年5回以上実施する」ことを指導した。

・ いじめの実態把握に関するアンケート調査の年間回数

年1回	⇒	0校(0%)	[0校(0%)]
年2～4回	⇒	0校(0%)	[0校(0%)]
年5回以上	⇒	61校(100%)	[61校(100%)]

・ 記名式, 無記名式(複数回答可)

記名式	⇒	35校(57.4%)	[34校(42.6%)]
無記名式	⇒	44校(72.1%)	[47校(77.0%)]
選択式	⇒	10校(16.4%)	[12校(19.7%)]

(校数は全日制高校, []内はR4の結果)

○ アンケート調査の実施に当たり, 前期地区別高等学校等生徒指導連絡協議会にて, 「提言」を踏まえた留意点を説明した。

— 留意点〔一部を掲載〕—

- ・ アンケートは可能な限り短い間隔で計画的に実施し, 状況を把握する。
- ・ アンケート等を実施する際は, 生徒が事実をありのまま記入できるよう環境を整える。
- ・ アンケートの結果は被害感情に着目し, 積極的にいじめを認知する。
- ・ アンケートの結果から「いじめがある」ことを認知した場合, 組織で速やかに対応策を協議する。



学校生活アンケート



学校楽しいーと



SNSチェックシート

○ 一人一台端末を活用して, 「学校楽しいーと」を実施することで, 「入力シート」への入力作業を効率化することができるようにした。⇒ 29校(47.5%)

- いじめに関する全ての事案（いじめと疑われる事案も含む）及び解消の状況について、毎月報告するよう指導している。対応が難しい事案については経過を学校に確認し、解消するまで指導・助言を行っている。

月例いじめ事案報告書



いじめ対応のフロー図

③ 臨床心理士等相談員の派遣体制の充実

- 臨床心理士又は臨床心理士に準ずる者を全ての県立高校に年12回派遣し、生徒の自殺対策の強化や問題行動等の解決を図った。

- ・ 派遣は年12回、1回あたり3時間
- ・ 臨床心理士等の人数：34人（臨床心理士33人，準ずる者1人）
- ・ 令和4年度の実績
 - 相談回数（延べ数） 合計3,347回
生徒1,914回，保護者358回，生徒と保護者106回，教職員958回，その他11回
 - 内容別相談件数

相談内容	①不登校への対応	②いじめへの対応	③暴力行為	④児童虐待	⑤友人関係	⑥貧困の問題	⑦ヤングケアラ	⑧非行・不良行為
回数	475回	47回	8回	60回	412回	14回	4回	22回
割合(%)	14.2%	1.4%	0.2%	1.8%	12.3%	0.4%	0.1%	0.7%

相談内容	⑨家庭環境(④、⑥を除く)	⑩教職員との関係	⑪心身の健康・保健	⑫学業・進路	⑬発達障害等	⑭その他の内容	合計
回数	367回	61回	882回	380回	111回	504回	3347回
割合(%)	11.0%	1.8%	26.4%	11.4%	3.3%	15.1%	100.0%

- 臨床心理士等相談員を講師とした自殺予防の校内研修（ゲートキーパー*に関する内容）を必ず実施することとしている。

- ・ 臨床心理士等相談員によるSOSの出し方に関する教育等を推進している。

※ ゲートキーパーは、自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応を図ることができる人のこと。

○ 県立学校の教育相談担当者と臨床心理士等相談員の連絡協議会と研修会を開催して、研究協議や情報交換等を実施し、本事業の効果的推進を図った。

④ 学校いじめ対策組織が中心となって定期的な教育相談等を実施するなどいじめを訴えやすい体制の整備と教職員間での生徒情報の共有化

○ 各学校には、いじめ対策組織の構成員に臨床心理士等相談員やスクールソーシャルワーカーなどを加えて運営するように指導した。

- ・ 臨床心理士等相談員やスクールソーシャルワーカー、さらに学校評価委員や民生委員等の外部の委員を加えている。 ⇒ 19校 (31.1%)
 - ・ 臨床心理士等相談員やスクールソーシャルワーカーを加えている。 ⇒ 23校 (37.7%)
 - ・ 学校評価委員や警察経験者等の外部の委員を加えている。 ⇒ 5校 (8.2%)
 - ・ 校内職員のみで構成している。 ⇒ 14校 (23.0%)
- (校数は全日制高校)

○ 学校に対し、臨床心理士相談員がいじめ被害者の生徒だけでなく、いじめ加害者の生徒についても面談をできるように連携した対応を求めた。

○ アンケート調査を実施した場合、原則として調査結果は実施したその日のうちにいじめ対策組織で記入内容を確認するように指導した。

※ アンケートでの発覚は、「未然防止」の段階ではなく、すでに被害感情を訴えている状態が明らかになった段階であるため、面談等の早期対応が必要である。

○ 学校では、アンケート以外に、教育相談・個別面談の実施など教職員と生徒の間で行われている日記等の取組、家庭訪問の実施など、いじめを訴えやすい体制の整備と教職員間での生徒情報の共有化に努めている。

- ・ 学校における「いじめ防止等の対策のための組織」会議の開催頻度
- | | |
|----------|-------------|
| 週3回以上 | 1校 (1.6%) |
| 週に1～2回程度 | 9校 (14.8%) |
| 月に2～3回程度 | 10校 (16.4%) |
| 月に1回程度 | 41校 (67.2%) |

(校数は全日制高校)

○ SNSによるいじめ等の相談・通報窓口や県教委の電話相談ダイヤル(かごしま教育ホットライン24)を生徒・保護者に紹介し、生徒が悩みを抱えたときに相談しやすい体制の充実を図った。

.....

かごしま教育ホットライン24 令和5年度：2,127件の相談（いじめ115件）
（12月末まで）

令和4年度：2,395件の相談（いじめ137件）

- ・ 夜間・休日を含め24時間体制で運営している。
- ・ バナーを県教委ホームページ等に表示するとともに、各学校に対してもホームページ等への表示を依頼している。
- ・ 学校向けにリーフレットを配布したり、ポスターを校内に掲示したりして周知している。



かごしま子供SNS相談・通報窓口 令和5年度：相談261件，通報47件（12月末まで）

令和4年度：相談327件，通報40件

- ・ 相談は17時～22時，通報は24時間で運営している。
相談員：臨床心理士，社会福祉士，教職経験者等
- ・ 対象は公立の中学1年生から高校3年生としており，名刺サイズ広報カード及びA4サイズリーフレット等を配布した。
- ・ いじめの通報が寄せられた場合，教育委員会及び当該学校と連携して，対応に当たっている。



学校ネットパトロール 令和5年度：検出件数169件（いじめ26件）（12月末まで）

令和4年度：検出件数190件（いじめ43件）

- ・ 委託業者が学校非公式サイト等を検索・監視し，投稿を危険度に応じて分類して報告されるようになっている。リスクレベルの極めて高い事案は，関係機関等へ直ちに通報するようになっている。

⑤ 保護者からの連絡のない欠席等への対応確認

- 県いじめ調査委員会の報告書（平成29年3月）にて、欠席連絡の重要性等について指摘されて以降、学校には生徒が欠席した場合は職員間で確認し合い、保護者と情報を共有するよう指導した。
 - ・ 改定した県いじめ防止基本方針（平成29年10月）に「学校を休む児童生徒の多面的な見取りや支援のために、正課及び課外活動（部活動含む）等における欠席の把握や保護者との情報共有が進むよう取組を促す。」と追記して学校に説明した。
- 県いじめ再調査委員会の報告書（平成31年3月）においても、生徒が欠席した場合の確認や連絡等について指摘されたことを受け、改めて、生徒が欠席した場合には保護者に対して確認・連絡を行うこととした。
 - ・ 地区別高等学校等生徒指導連絡協議会にて、「欠席は生徒の重大なメッセージの発信、生徒の欠席・遅刻・早退についてその日のうちに担任等と保護者間で確実に連絡確認を行うこと」とした。具体的には、県教委は学校に対し、「欠席連絡については、保護者からの連絡がなく児童生徒が欠席した場合や児童生徒本人から欠席連絡があった場合、学校から保護者へ必ず確認することとし、長期休業中の課外授業や部活動においても同様に対応すること」とした。

⑥ 医療機関等の関係機関と連携

- 学校医・医療機関などの関係機関の連携について、学校においては教育相談担当の職員や養護教諭が中心となり、スクールカウンセラーと連携をとりながら組織的に対応する体制を整えて取り組んでいる。
 - ※ 学校が医療機関と連携を取る場合、必ず保護者の同意を得るようにしており、医療機関には学校での対応の留意点などを確認することとしている。
- いじめ問題の状況や取組については、警察署やスクールサポーターなどの関係機関と情報交換を行い、連携協力した対応を図るよう指導した。（特に「ネット上のいじめ」は警察と連携して対応することとしている）。
 - －いじめ問題を連携して取り組んだ事例（令和5年10月27日時点）－

S C	20校 (32.8%)	S S W	2校 (3.3%)
警察	8校 (13.1%)	児童相談所	3校 (4.9%)
人権擁護委員	0校 (0.0%)	民生委員	0校 (0.0%)
その他	2校 (16.0%)		(校数は全日制高校)
- 家庭環境の問題により登校できない生徒は、県のスクールソーシャルワーカーなどの専門家や福祉の関係機関等と連携して対応することとした。
 - ・ スクールソーシャルワーカー派遣実績13回（令和5年11月13日時点）

⑦ 児童生徒の状況把握・判断に関する事例研究（重大事態の当事者や関係者の生の声に学ぶ研修の機会）等による研修の充実

○ 県立高校の管理職等（管理職，生徒指導主任等）を対象に，重大事態の当事者を講演者とした研修を実施した（オンライン会議システム「Zoom」で実施）。

- ・ 日 時：令和5年8月23日（水） 午後2時～午後3時40分
- ・ 講演者：一般社団法人ここから未来 アドバイザー 渡邊 信二 氏※
- ・ 参加者：129人（校長18人，教頭64人，生徒指導主任等47人）

※ 1966年8月東京都生まれ。約29年間，川崎市立小学校教諭及び総括教諭と市教育委員会学校教育指導主事などを務め，2020年3月退職。

2010（平成22）年6月7日，「友だちのことを護れなかった」という遺書を遺して自死した篠原真矢（まさや）さん（当時中学3年生）の調査委員を担当，真矢さんの死生と共に生きるための授業づくりを日々模索してきた。

語り部く篠原真矢さんの「クリスマスの物語」を読み続けるひととして，2020年4月からは，講演や研修，執筆を続けながら，私立・公立などの小学校の臨時教員や非常勤講師を担っている。著書に『最後まで読まれなかったクリスマスの物語』（高文研2021）がある。NHKの『いじめをノックアウト』やNHKスペシャル『わたしをあきらめない』（2020）などに実践が紹介されている。

（引用：『一般社団法人ここから未来』ホームページ）



—受講者の感想—

- ・ 学校はSOSを出しても大丈夫な場であるという安心感を持たせられるように教員側の受け止める力を育成していく必要があると感じた。
- ・ 生徒の無意識の中にある差別をなくし，誰にでもある「変（偏）」を認め，互いを受け入れる心の広さ，多様性を認めることができる心の育成が必要であると感じた。
- ・ 「傍観者から準当事者になることは，可能である。傍観者から準当事者にして，心の波紋を広げ重ねていくことで，（化学反応のような）何かが起こる。」という言葉が強く印象に残った。
- ・ 管理職として，講演で学んだ多くのことを本校の教育活動の中で実践できるよう校内研修及び職員への指導に役立てたい。

第2 児童生徒の自殺事案等が発生した後の学校等の対応

【提言】

- ・ 基本調査と詳細調査との関係を改めて指針に沿って整理し、基本調査はあくまで迅速に情報を収集・整理するための調査であるということを十分理解しておくことを求める。
- ・ 児童生徒の自殺事案等や重大事態が生じてしまった際に、当該学校において、今後どのような対応が必要となっていくかを当該事案に即して具体的に時系列に沿って整理することを求める。

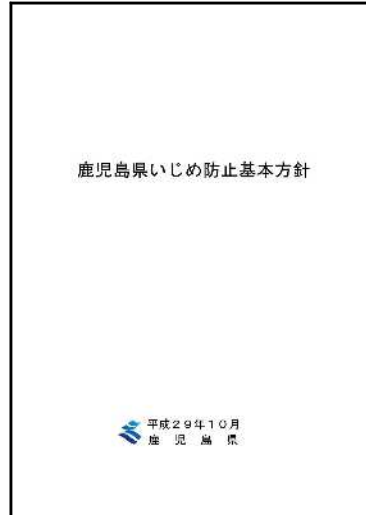
【対応】

① 基本調査と詳細調査の関係の整理

- 提言で「基本調査や詳細調査移行の判断について国の指針にそぐわない形で行われた。」という指摘を受け、これまで県教委の対応について整理した。
 - ・ 詳細調査に移行するかどうかの判断については「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」に「第三者的な立場の機関に意見を求めたり、外部専門家等の意見を求めたりして、その意見を尊重する体制とすることが望ましい」とあることから、いじめ防止等対策委員会にその移行の判断の意見を求めることとした。
 - ・ 自殺に至る過程や心理の検証を行い自殺予防・再発防止策を立てるという詳細調査の目的から、自死した生徒が明らかに学校に関係する要素が背景に疑われている場合は、「遺族がそっとしておいてほしい」という意向があったり、子供に自殺の事実を伝えて行うアンケート調査等を実施し難い状況にあったりしたとしても、いじめ防止等対策委員会にその移行の判断の意見を求めることとした。

② 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」や「鹿児島県いじめ防止基本方針」により則した対応

- 従来から、地区別生徒指導連絡協議会では「県いじめ防止基本方針」について説明していたが、提言を踏まえ、各学校において「県いじめ防止基本方針」に則って「学校いじめ防止基本方針」の運用の点検を積極的に実施することとした。
- 提言を踏まえ、学校には「重大な事態や深刻な事案」については、速やかに県教委に報告するよう求め、事案の報告があった際は、重大事態になったことを想定して「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を確認することとした。



○ 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」については、県教育委員会ホームページ「いじめ防止等に関する内容」にリンクを掲載している。

③ 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」に基づいた県教育委員会と学校との連携した対応

○ 自殺事案が発生した際は、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」に基づいて対応することを地区別生徒指導連絡協議会などで周知した。

- ・ 令和3年3月25日に各学校に対して「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」と「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を配布し、教職員が一層の理解と緊急時に適切に対応できるように職員研修を実施することとした。
- ・ 地区別生徒指導連絡協議会において、各学校に対して「重大事態発生時の危機管理マニュアル（生徒の自殺事案が発生したときの対応）」の点検・見直しを指示した。



○ 県教委は事案が発生した場合、指導主事を学校に派遣し、学校と緊密に連携して対応に当たっている。

④ 「再調査報告書」を活用した重大事態発生後の対応の職員研修の実施

- 「再調査報告書」が出された平成31年4月に、各県立高校の校長と生徒指導担当者に対して報告書の概要を説明し、「いじめについての正しい認識」、「教職員間の連携・情報共有」、「欠席時の確認・連絡」等について徹底を促すとともに、各学校において、再調査報告書を使って今回の事例を教訓としたいじめ防止対策についての教職員の研修を実施することとした。
 - ・ 県教委は、令和元年度以降は全ての学校において「再調査報告書」を活用した職員研修を実施するよう指導した。
 - ・ 令和3年度からは全ての学校において「再調査報告書」内容に加え、「提言」を踏まえた、いじめ防止等の取組を実施するよう指導した。
 - ・ 各学校では、いじめ再調査報告書の読み合わせ、学校いじめ防止基本方針の確認・見直し、現状の点検、今後の対応のあり方等について全職員で共通理解を図るなどの再調査報告書を活用した様々な研修を実施している。

第3 調査委員会の調査体制や調査方法等の検証を踏まえた調査のあり方

【提言】

- ・ 基本調査・詳細調査の目的・役割を、調査対象となる事案に係る保護者にしっかりと理解してもらうためにも、自殺事案等が発生した際に基本調査・詳細調査の目的・役割を保護者に説明することになる学校設置者・学校は、研修などを通して認識を改めることを求める。
- ・ 調査においては、自分の子どもに何があったのかを知りたいという保護者の思いに寄り添う必要がある。
- ・ 県教育委員会・学校が自発的・主体的に調査の実施を提案し、迅速に詳細調査へ移行できるように調査委員会の常設化を提案する。

【対応】

① 自殺事案等が発生した際の保護者対応、基本調査・詳細調査についての周知

- 前期の地区別高等学校等生徒指導連絡協議会にて「いじめ再調査に係る再発防止策等の提言」（抜粋）を配布し、「調査委員会の調査体制や調査方法等の検証を踏まえた調査のあり方」で学校に求められている主な内容については要点を確認し、周知を図った。

—周知した点—

- ・ 基本調査・詳細調査の目的・役割を、調査対象となる事案に係る保護者にしっかりと理解してもらうためにも、自殺事案等が発生した際に基本調査・詳細調査の目的・役割を保護者に説明することになる学校設置者・学校は、研修などを通して認識を改める。
- ・ 調査においては、自分の子供に何があったのかを知りたいという保護者の思い寄り添う必要がある。
- ・ 専門家による詳細な調査で調査結果が出る前の段階で「いじめはなかった」、「学校に責任はない」などといった詳細調査によって明らかにされるべき事項について断片的な情報を発信することを避ける。
- ・ 児童生徒やその家庭に問題があったなどと発言するなど保護者の心情を害することは厳に慎む。

② 鹿児島県いじめ防止等対策委員会の設置

- 調査委員会の常設化及び常設の検証体制の確立を図るため、新たに「鹿児島県いじめ防止等対策委員会条例（鹿児島県条例第35号）」を制定した〔令和3年7月16日公布〕。

—県いじめ防止等対策委員会所掌事務—

- ① いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づくいじめの防止等の対策についての調査審議を行う。
 - ② 法第24条の規定による調査（重大事態に該当しないものであっても、例えば児童生徒や保護者と学校の見解が異なるものについての調査）を行う。
 - ③ 法第28条第1項の規定による調査（重大事態に係る事実関係を明確にするための調査）を行う。
- 委員については、公平性・中立性を確保するため、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）に基づき、いじめ問題に関し、専門的知識及び経験を有する専門家の推薦を各職能団体、大学等に依頼した。
 - 各職能団体、大学から推薦された6人を委員に任命した。

第4 いじめの防止等の対策の今後の検証

【提言】

- ・ 学校や教職員がいじめの正しい理解をどの程度できており、いじめを認知するための努力を具体的にどのように継続しているかという実態調査とその検証が定期的になされることを求める。
- ・ 県教育委員会のいじめの防止等のための対策が、実効的に行われることを担保するため、検証機能を有する常設の機関の設置を求める。

【対応】

① 各学校の「いじめ問題に対する取組状況」の実態調査

- 各学校のいじめ問題に対する取組状況について、10月末の「いじめを考える週間」の調査報告で集約した。

- ・ いじめの認知件数が零（ゼロ）であった場合は、当該事実を生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認した。

公表し検証を仰いだ ⇒ 5校（8.2%）

公表していない ⇒ 11校（18.0%）

該当しない ⇒ 45校（73.8%）

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」について、学校の実情に即して適切に機能しているかの点検を行い、見直しをした。

見直して改正した ⇒ 12校（19.7%）

見直した ⇒ 49校（80.3%）

見直しをしていない ⇒ 0校（0.0%）

- ・ 各学校が、「学校いじめ防止基本方針」をホームページに公表し、自校のいじめ防止の取組を振り返り、生徒や保護者の意見にも耳を傾け、地域の人々や関係機関と情報交換する姿勢を求めた。

公表している ⇒ 59校（96.7%）

公表していない ⇒ 2校（3.3%）

（校数は全日制高校）

② 鹿児島県いじめ防止等対策委員会の調査・審議（検証）

- 県いじめ防止等対策委員会において、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づくいじめの防止等の対策についての調査・審議を実施していただいている。

いじめ防止等対策委員会開催状況

	実施日	場所	議事
委員会会議①	R3.10.20	県庁	いじめ防止等対策推進法に基づく本県の取組について 令和2年度児童生徒の問題行動不登校等の状況について
委員会会議②	R3.11.29	県庁	いじめの早期発見に係る本県の取組について
委員会会議③	R4.1.5	県庁	「いじめの再調査に係る再発防止等の提言」への対応状況について
委員会会議④	R4.1.31	県庁	事案の調査・審議
委員会会議⑤	R4.2.9	Web	事案の調査・審議
委員会会議⑥	R4.2.28	Web	事案の調査・審議
委員会会議⑦	R4.4.20	Web	事案の調査・審議
委員会会議⑧	R4.5.30	Web	事案の調査・審議
委員会会議⑨	R4.6.27	Web	事案の調査・審議
委員会会議⑩	R4.7.22	Web	事案の調査・審議
委員会会議⑪	R4.8.22	Web	事案の調査・審議
委員会会議⑫	R4.9.16	Web	事案の調査・審議
委員会会議⑬	R4.11.9	Web	事案の調査・審議
委員会会議⑭	R4.12.23	Web	事案の調査・審議
委員会会議⑮	R5.1.6	県庁	いじめ防止等対策推進法に基づく本県の取組について 令和3年度児童生徒の問題行動不登校等の状況について 「いじめの再調査に係る再発防止等の提言」への対応状況について
委員会会議⑯	R5.1.25	Web	事案の調査・審議
委員会会議⑰	R5.2.20	県庁, Web	事案の調査・審議
委員会会議⑱	R5.3.24	県庁, Web	事案の調査・審議
委員会会議⑲	R5.4.17	Web	事案の調査・審議
委員会会議⑳	R5.5.15	Web	事案の調査・審議
委員会会議㉑	R5.5.29	Web	事案の調査・審議
委員会会議㉒	R5.6.5	県庁	事案の調査・審議
委員会会議㉓	R5.6.12	県庁	事案の調査・審議
委員会会議㉔	R5.6.23	県庁	事案の調査・審議
委員会会議㉕	R5.6.29	県庁	事案の調査・審議
委員会会議㉖	R5.7.7	県立図書館	事案の調査・審議
委員会会議㉗	R5.7.11	県庁	事案の調査・審議
委員会会議㉘	R5.7.21	県庁	事案の調査・審議
委員会会議㉙	R5.7.28	県庁	事案の調査・審議
委員会会議㉚	R5.8.2	県庁	事案の調査・審議
委員会会議㉛	R5.8.18	県立図書館	事案の調査・審議
委員会会議㉜	R5.8.24	県庁	事案の調査・審議
委員会会議㉝	R5.8.28	県庁	事案の調査・審議
委員会会議㉞	R5.8.31	県庁	事案の調査・審議
委員会会議㉟	R5.9.5	県庁	事案の調査・審議
委員会会議㊱	R5.9.8	県庁	事案の調査・審議
委員会会議㊲	R5.9.12	県庁	事案の調査・審議
委員会会議㊳	R5.9.25	県庁	事案の調査・審議
委員会会議㊴	R5.11.6	県庁	いじめ防止対策推進法に基づく本県の取組について 令和4年度児童生徒の問題行動不登校等の状況について
委員会会議㊵	R5.11.27	県庁	事案の調査・審議
委員会会議㊶	R5.12.27	県庁	事案の調査・審議